

都道府県がまとめている水質常時監視の基本的考え方

都道府県	北海道	青森（効率化）	福島（H17年度）	滋賀	奈良（H17年度）	愛媛（H17年度）	宮崎	鹿児島
資料名	公共用水域の水質の常時監視に関する基本的な考え方	青森県公共用水域の水質モニタリング方式効率化指針	平成17年度「公共用水域水質測定計画」作成の基本方針	琵琶湖および流域の水環境モニタリングのあり方について(案)	平成17年度水質測定計画策定に関する基本的な考え方	平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要	公共用水域水質測定計画の基本的な考え方について	測定計画作成の基本的な考え方
調査地点設定全般	測定は次の水域において実施 ・環境基準類型指定水域 ・有害物質による汚染やその恐れがある水域 ・水道水源水域 調査対象となる河川を、重点河川、一般河川、その他河川に区分	環境庁「水質モニタリング方式効率化指針」に基づいて効率化を行う。	平成17年度は原則として平成16年度と同一とする。 補助点及びその他の監視点については、利水状況及び下水道等の施設整備状況を踏まえ省略の可否について検討。	測定地点の適切な配置については、目標の明確化、結果の活用、費用対効果の面から検討 モニタリングの目的に応じた移動可能な測定機器による機動的な地点設定の検討 モデリングと連携したモニタリングの実施。(モデルの検証に適した地点、頻度での効果的なモニタリングの実施)	環境基準点は当該水域の水質を代表する地点で原則1地点/1水域。	環境庁「水質モニタリング方式効率化指針」に基づいて効率化を行う。	環境庁「水質モニタリング方式効率化指針」に基づき、県が定める地点における水質環境基準健康項目について、過去の水質測定結果等を勘案して、測定項目、測定地点等の見直しを行い、的確な水質モニタリングを図る。	環境基準を達成していない水域、及び水質変動が比較的大きく継続的な監視が必要なものについては現状の監視を継続。 水質変動も少なく、環境基準を安定して達成・維持している水域については、調査点の休止や、調査回数削減を行う。
健康項目	水域の状況（発生源等）に応じて必要な項目を測定 アルキル水銀は総水銀が検出された場合測定 フッ素、ホウ素は河川及び湖沼（汽水湖を除く）で測定 重金属類：1～3回/年 有機塩素系化合物及び農薬：3回/年	原則として概ね5年間環境基準を達成している場合、1回/年 発生源関連地点（上流に休廃止鉱山・廃棄物最終処分場等がある場合）では2回/年 上水取水関連地点では検出があったり、発生源がある場合、4回/年 アルキル水銀は総水銀が検出された場合測定 有機塩素系化合物及び農薬は発生源の有無を勘案しつつ、1回/年	原則として環境基準点で実施する。 ふっ素及びぼう素は、汽水域については実施しない。 環境庁の水質モニタリング方式効率化指針に基づき効率化を検討する。	月1回の手分析を継続して実施。 突発的な交通事故や事業場等の事故等による油脂類や化学物質の流出に対して、発生後の被害を最小限に止める観点から拡散予測モデルの構築や緊急測定体制の構築が重要。GISと連動させた取組。	全環境基準点について測定回数は原則1回/年 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は4回/年 PCBは主要な地点16地点1回/年	原則2年間で全水域ごとに1地点以上測定。 休廃止鉱山跡の監視地点については金属系5項目を調査。	昭和50年以前に基準設定の6項目過去10年間連続の未検出地点は河川水系を代表する下流域の環境基準点等で5年一巡のローリング調査。 平成5年に基準設定の16項目過去5年間連続の未検出地点は、2年置き割合で測定。ただし、測定開始以降1度でも検出されている地点は継続して測定を実施。 平成11年に基準設定の3項目硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除いて1年置き測定。 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定。 PCBは、現在の測定を継続。 事業排水や休廃止鉱山の対象項目、地点は現在の測定を継続。	長年検出されていない健康項目はローリング調査期間を延長して実施。 類型指定されていない水域であっても、水質状況を把握しておく必要のある水域は調査継続。
生活項目	油分等は海域、汽水湖、重点河川で測定 全窒素、全リンは海域、湖沼及び重点河川で測定 河川 重点河川：4～12回/年 一般河川：4～8回/年 その他河川：2～4回/年 湖沼：4～8回/年 海域：4～8回/年	概ね10年間、環境基準を達成している場合、基準達成評価可能な回数である4回/年とする。	河川は12回/年を基本 河川CODは、阿武隈川及び阿賀野川は全測定地点で実施。湖沼・海域に流入する河川は必要に応じ実施 湖沼は凍結等で調査不可能な期間を除き毎月1回を基本 湖沼BODは、尾瀬沼の全測定地点で実施 海域は6回/年の同間隔の調査を基本 海苔養殖が行われている松川浦は12回/年 全亜鉛はN・Pと同程度の測定回数(河川は原則1回/四半期)	健全な水環境および生態系の保全の観点から「予防原則」の考え方に基づき、化学物質の測定について地点、項目、方法を検討。 事業排水等ではバイオモニタリングの補助的な適用により、生物への影響を総合的に見る方法も有効。 琵琶湖及び河川でTOCによるモニタリングを実施。 手分析による調査は継続。鉛直方向の調査は測定頻度・測定箇所・測定項目など調査内容の充実を図る。	大和川、淀川基準、紀の川の基準点は12回/年。 淀川基準、紀の川、新宮川の基準点及びその他の地点は年4回測定。	○河川 基準点：12回/年 補足地点：4～6回/年 ○湖沼 12回/年 ○海域 基準点：4又は12回/年	現在の測定地点にて、原則、環境基準点は12回/年、補助地点、その他の地点は4回/年の測定とする。	糞便性大腸菌群数の測定を河川において実施する。 環境基準の達成状況の評価対象ではない河川CODの調査は休止。
要監視項目	水域の状況（発生源等）に応じて必要な項目を測定 1～3回/年	ローリング調査を、22項目/5年 2項目/年。	代表的な河川において年1回を基本とする。		大和川、紀の川、淀川基準の環境基準点、二津野ダム湖、小口橋で1回/年。	地点によって測定項目を規定	現在の12地点で測定を行う。ただし、県実施分の8地点については、1年置きローリング調査。	
特殊項目	水域の状況（発生源等）に応じて必要な項目を測定	健康項目に回数を揃える。	水域の状況や利水状況等と勘案して実施する。		環境基準点のうち主要な点で年1回測定。	溶解性鉄含有量、銅含有量、クロム含有量の3項目を測定		
その他	利水状況が変化している場合は現状に見合った類型に見直し利水が持続しない場合は類型指定を廃止 水域や基準点を、検討の上、可能な限り統合 ・環境基準点在同一水域に複数設置されている水域 ・同一河川水系内に存在する複数の同一類型指定水域	利水状況、発生源の立地状況等に変化が生じた場合は、所要の見直しを行う。		モニタリングの目的 質・量・場・時の視点での水環境の把握 生態系変動を通じた水環境の把握 情報の共有化と、環境保全への反映 柔軟なモニタリングによる課題への対応 重要な社会経済的な要因による変化に対応した中・長期的な視点での計画的なモニタリング 危機に対応したモニタリング 水質事故等緊急時への対応		17年度の測定回数の変更について(河川5地点、海域9水域で6回/年 4回/年)		水質環境管理計画の策定水域(鹿児島湾、池田湖)、有明海・八代海を再生するための特別措置に関する法律の適用水域(八代海)は現状の監視を継続。 肝属川水系は「肝属川水環境改善緊急行動計画」の策定を受けて、関係機関が協力して監視の強化を図る。 水質変動が大きい水系は、新たに調査地点を設定し監視を強化。